

東京医療保健大学 自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 東京医療保健大学は、東京医療保健大学学則第4条及び東京医療保健大学大学院学則第3条に基づき、本学の教育研究等について自己点検・評価を行うため東京医療保健大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、内部質保証の観点から、本学の教育研究等について、全学的視点に立って自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告するとともに公表する。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議にて指名する専任教員
 - (2) 大学経営会議室長
 - (3) 事務局長
 - (4) 企画部長
 - (5) 教務部長
- 2 委員長が認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。
- 3 前項1号の委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(審議)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施計画、評価項目、実施要領等の基本方針に関する事項
 - (2) 自己点検・評価の組織及び運営体制に関する事項
 - (3) 自己点検・評価の結果に基づく報告書の作成、公表、及び活用に関する事項
 - (4) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価の申請に関する事項
 - (5) その他自己点検・評価に関し、会議が必要と認めた事項
- 2 委員会は、審議にあたり前項第1号により定める方針に基づき本学の学部、学科、研究科、センターその他の組織（以下「各部局」という。）に置く自己点検・評価委員会の報告を求めるものとする。
- 3 委員会は、審議にあたり第1項第3号に定める報告書を外部評価委員会に示し、意見を求めるものとする。
- 4 委員会は、審議した結果を学長に報告する。
- 5 委員会は各部局の自己点検・評価委員会に対し、必要な措置を講じるよう指示することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、大学経営会議にて指名する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上の委員の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。

(情報の積極的な公開)

第7条 委員会は自己点検・評価の内容を刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、企画部が行う。

2 各部局自己点検・評価委員会の事務は、当該学部等の長の本務地に所在するキャンパスの事務部において行う。

(規程の改訂)

第9条 この規程の改訂は、大学経営会議にて決定する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年7月14日から施行する。